

第24 総合操作盤

1 用語の意義

この項において用いる用語の定義は、次による。

ア 防災監視場所

防火対象物内の防災センター、中央管理室、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。（第24－1図参照）

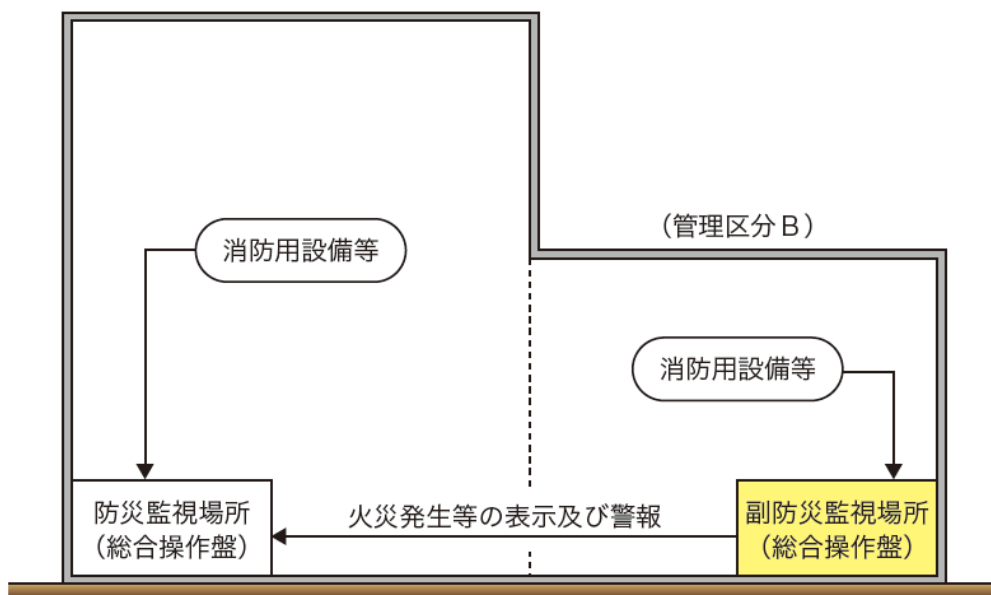


（第24－1図）

イ 副防災監視場所

防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分）をいう。以下この項において同じ。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。（第24－2図参照）

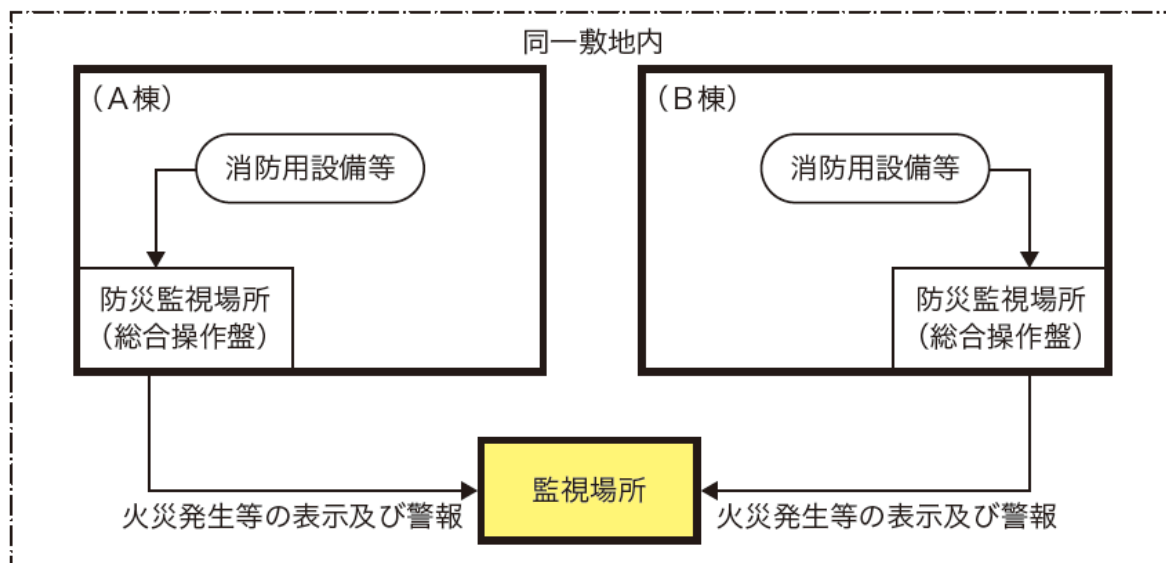
（管理区分A）



（第24－2図）

ウ 監視場所

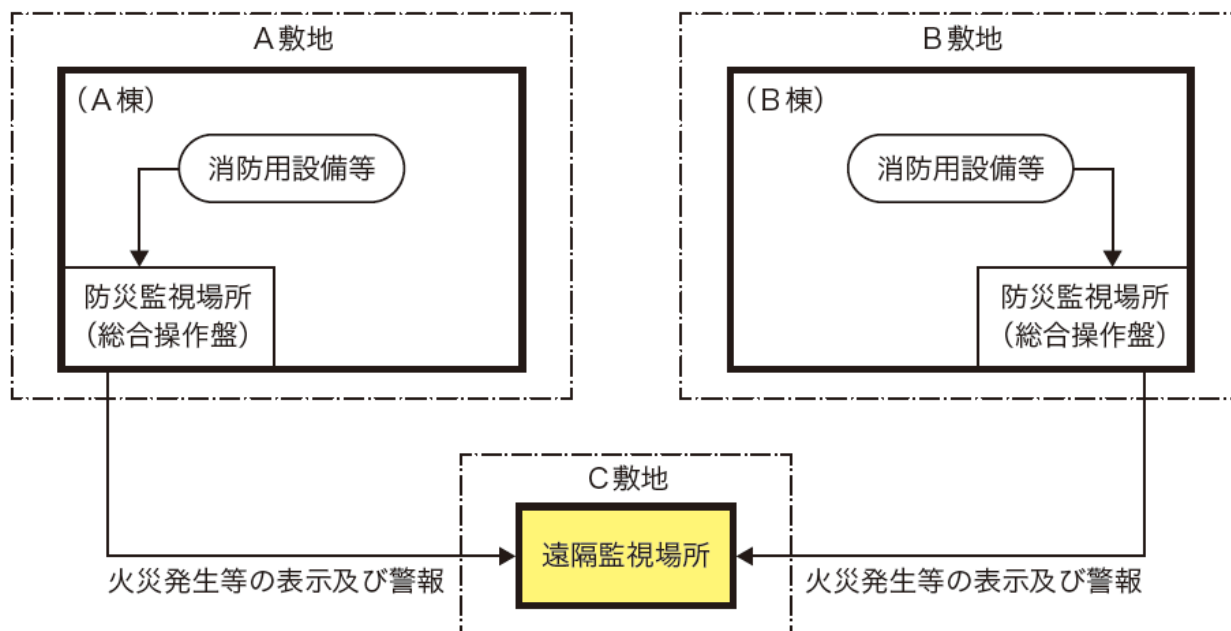
防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。（第24－3図参照）



第 24－ 3 図

エ 遠隔監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。（第24－4図参照）



第 24－ 4 図

オ 防災設備等

排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。

カ 一般設備

電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。

キ 防災要員

防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

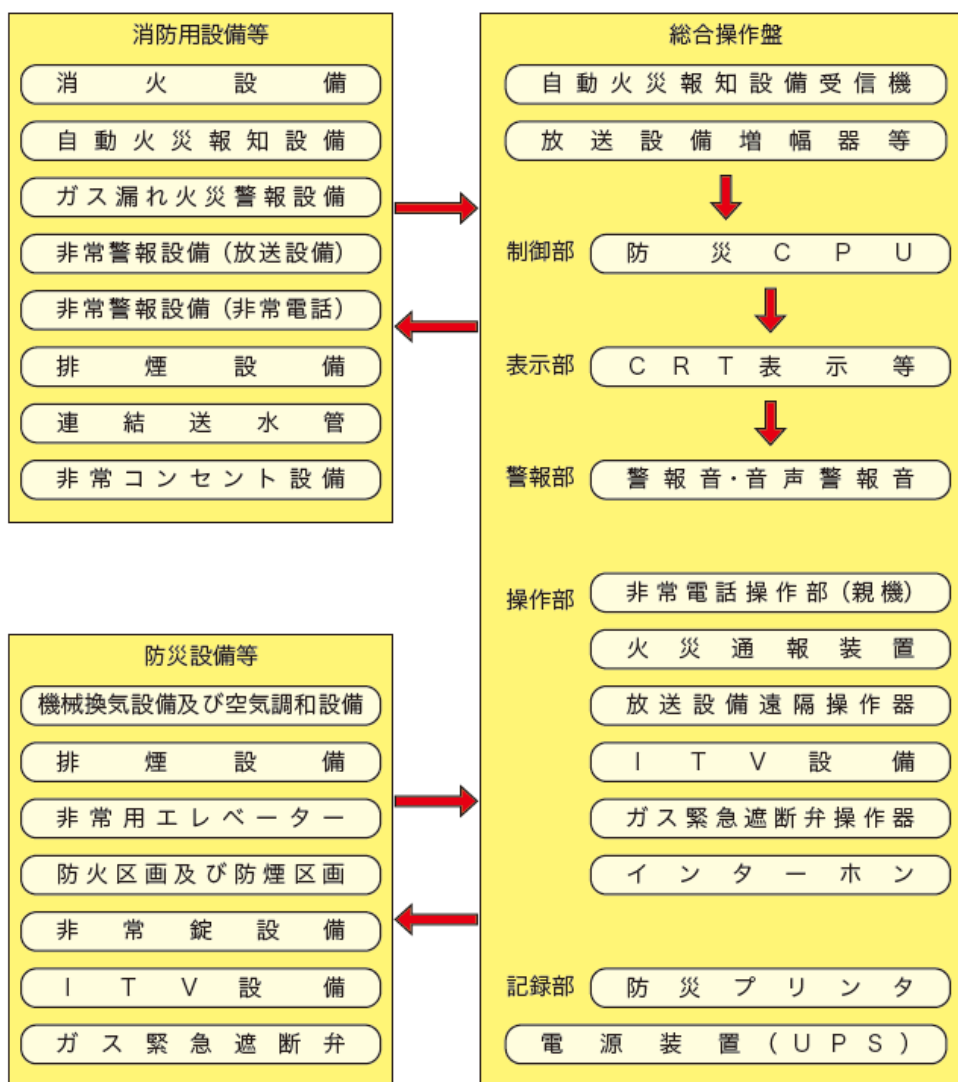
2 機器

総合操作盤の構造及び機能等は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号。以下「操作盤基準告示」という。）の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第12条第1項第8号に規定する総合操作盤は、操作盤基準告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
- (2) 総合操作盤は、表示部、操作部、制御部、記録部及び付属設備で構成されるものとし、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものとする。 (第24-5図参照)

なお、総合操作盤は、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していること。◆

(総合操作盤の構成例)



第 24－5 図

(3) 常用電源

常用電源は、第10自動火災報知設備4(3)ア及びウを準用すること。

(4) 予備電源又は非常電源

ア 操作盤基準告示第2第8号に規定する総合操作盤に付置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においてもおおむね2時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えること。◆

なお、総合操作盤以外の部分（例えば、屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）については、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有していれば足りるものであるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間、有効に作動できるものとする。

イ 非常電源は、第23非常電源によること。

(5) 総合操作盤は、操作上又は点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。

(6) 総合操作盤の操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあっては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できる箇所に設けること。●

(7) 配線

総合操作盤と消防用設備等との監視、制御及び操作に係る配線は、耐熱配線とすること。◆

(8) 維持管理機能

総合操作盤の維持管理に係る機能は、操作盤基準告示第3関係の定めるところによること。

(9) 防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備との兼用

総合操作盤と防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備とを兼ねる場合は、操作盤基準告示第4関係の定めるところによること。

(10) 表示機能

総合操作盤の表示機能は、操作盤基準告示第5関係の定めるところによること。

(11) 警報機能

総合操作盤の警報機能は、操作盤基準告示第6関係の定めるところによること。

(12) 操作機能

総合操作盤の操作機能は、操作盤基準告示第7関係の定めるところによること。

(13) 防災設備等に係る表示及び警報

総合操作盤に防災設備等に関して表示し、及び警報する設備を設ける場合にあっては、操作盤基準告示第8関係の定めるところによること。

(14) 情報伝達機能

総合操作盤の情報伝達機能は、操作盤基準告示第9関係の定めるところによること。

(15) 制御機能

総合操作盤の制御機能は、操作盤基準告示第10関係の定めるところによること。

(16) 記録機能

総合操作盤の記録機能は、操作盤基準告示第11関係の定めるところによること。

(17) 消防活動支援機能

総合操作盤の消防活動支援機能は、操作盤基準告示第12関係の定めるところによること。

(18) 運用管理支援機能

総合操作盤に次に掲げる運用管理支援機能を設ける場合にあっては、操作盤基準告示第13関係の定めるところによること。

3 設置場所

総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号。以下「操作盤設置告示」という。）第3から第6までに規定する総合操作盤の設置場所は、次によること。

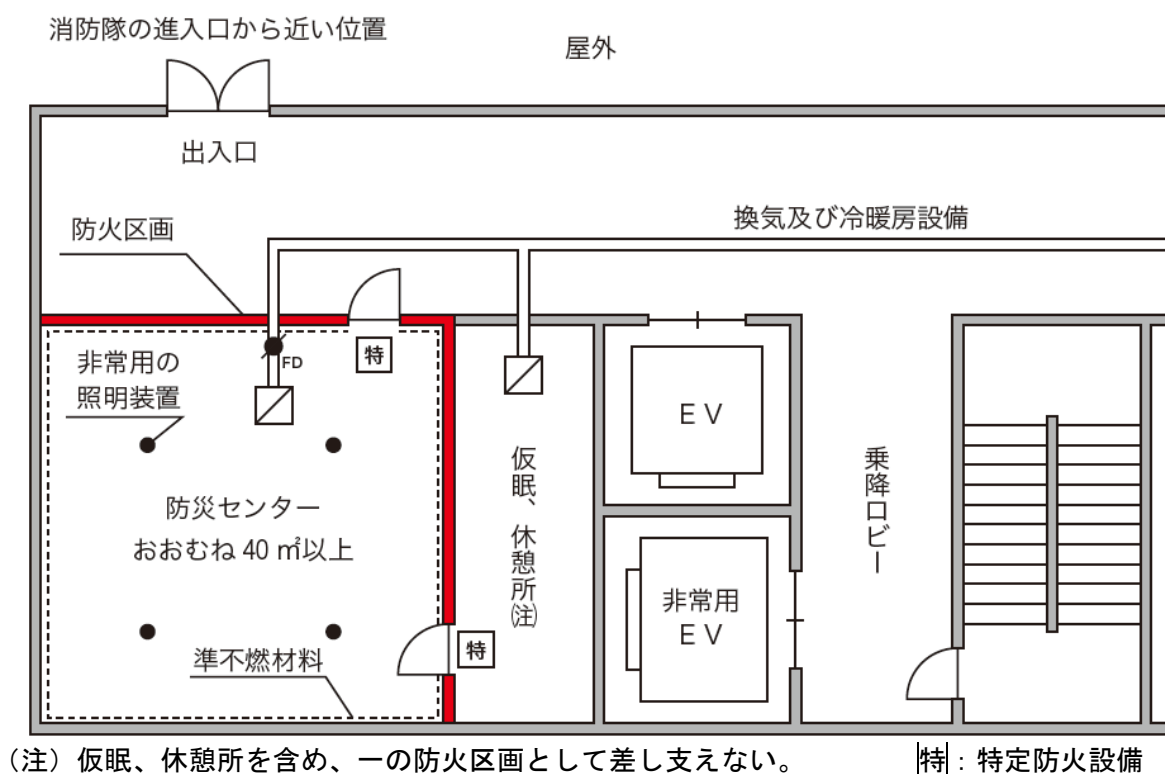
- (1) 総合操作盤の設置場所は、原則として防災センターとすること。●
- (2) 防災監視場所のうち、防災センターの位置及び構造は、次によること。

ア 位置

- (ア) 避難階、その直上階、又は直下階で外部から出入りが容易な位置にあること。◆
 なお、避難階以外の階に設ける場合には、避難階からの専用の経路を有するなど、その独立性を確保する必要があること。
- (イ) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該防火対象物の縦動線に容易に近づく位置にあること。◆
- (ウ) 消防隊の進入口から近い位置であること。◆
 また、進入経路は防災センターに容易に至ることができるものであること。

イ 構造（第24－6図参照）

- (ア) 設置された防災システムの監視、操作等及び維持管理が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（おおむね40㎡以上）を有すること。◆
- (イ) 火災により発生する熱、煙等から、防災要員の安全を確保するため、次の措置が講じられていること。◆
 - a 防災センターの壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料とすること。
 - b 防災センターは、建基令第112条の規定による防火区画とすること。
 - c 防災センターには、換気及び冷暖房設備を設けること。
 - d 非常用の照明装置を設けること。
- (ウ) 火災時の消火水等を含め、漏水、浸水に対して適切な防水措置が講じられていること。◆
- (エ) 防災センターの関係者以外の者が、容易に侵入できないように施錠管理等の措置が講じられていること。◆
- (オ) 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、当該防災センターに近接した場所で、防災センターと有効に情報連絡がとれる措置が講じられていること。◆
- (カ) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。◆
- (キ) 消防隊が容易に防災センターに到着できる措置（案内表示、施錠管理等）が講じられていること。◆
- (ク) 総合操作盤は、耐火構造の床又は壁にアンカーボルト等で堅固に固定又は同様に固定された卓等に堅固に固定されていること。
- (ケ) 総合操作盤は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集又は防災要員等からの情報提供等が有効に行えるよう配置されていること。◆



第 24－ 6 図

(3) 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所

消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる一の防災監視場所に総合操作盤を設置して行うものとする。

なお、防災監視場所の防災要員は、防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、政令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。◆

4 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合

副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができる。（別図1 参照）

- (1) 利用形態、管理区分、建築形態等から判断して、部分ごとに監視、操作等を行うことが適当と認められること。
- (2) 副防災監視場所に、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。
- (3) 防火対象物の防災監視場所（常時人がいるものに限る。以下この5において同じ。）に、総合操作盤が設置されていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が前(2)により設けられている場合にあっては、防災監視場所に設置される総合操作盤に、当該防火対象物の部分における火災の発生等を表示及び警報することで足りるものとする。
- (4) 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられてい

ること。

- (5) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

なお、防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

ア 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

イ 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

ウ 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

- (6) 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

ア 火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。

なお、防災監視場所の防災要員及び副防災監視場所の要員等は、防災監視場所及び各副防災監視場所に設置される総合操作盤の監視、操作等に習熟していることが不可欠であり、政令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務の講習を受けた者を従事させることが必要であること。◆

5 監視場所において監視等を行う場合

監視場所において監視等を行う場合は、操作盤設置告示第5関係の定めるところによること。

6 遠隔監視場所において監視等を行う場合

遠隔監視場所において監視等を行う場合は、操作盤設置告示第6関係の定めるところによること。

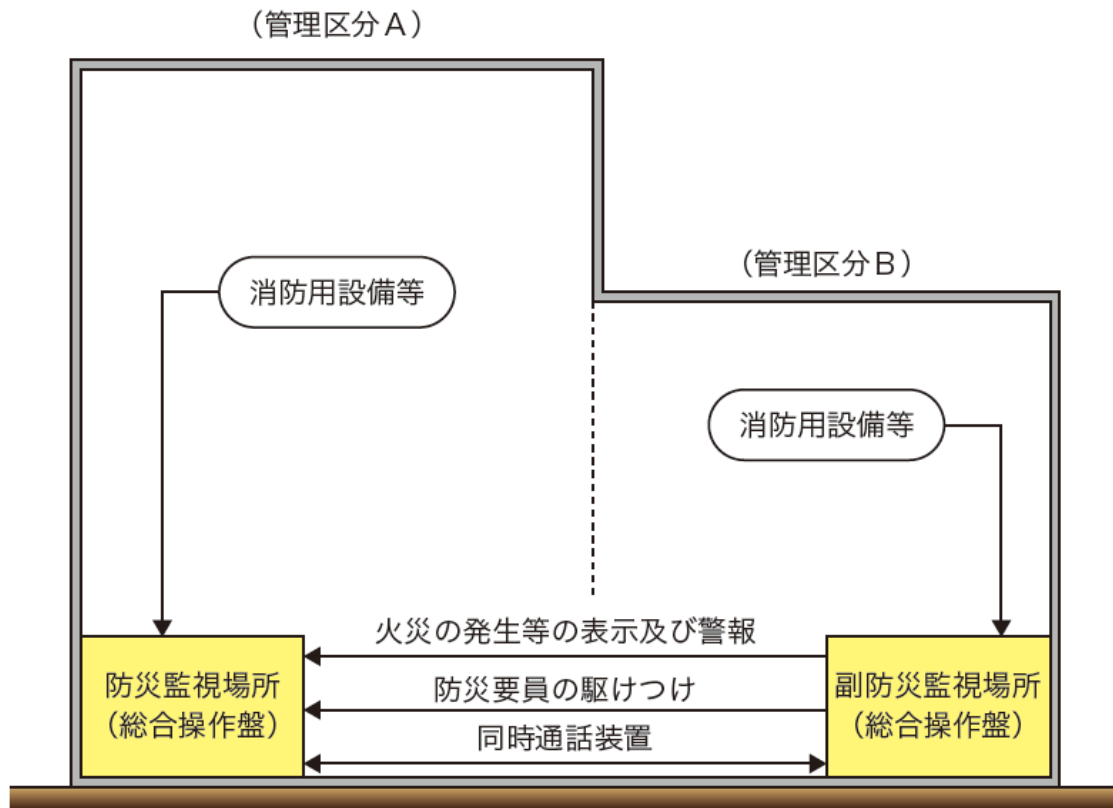
7 一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムの場合

一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムは、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等に該当するものであること。

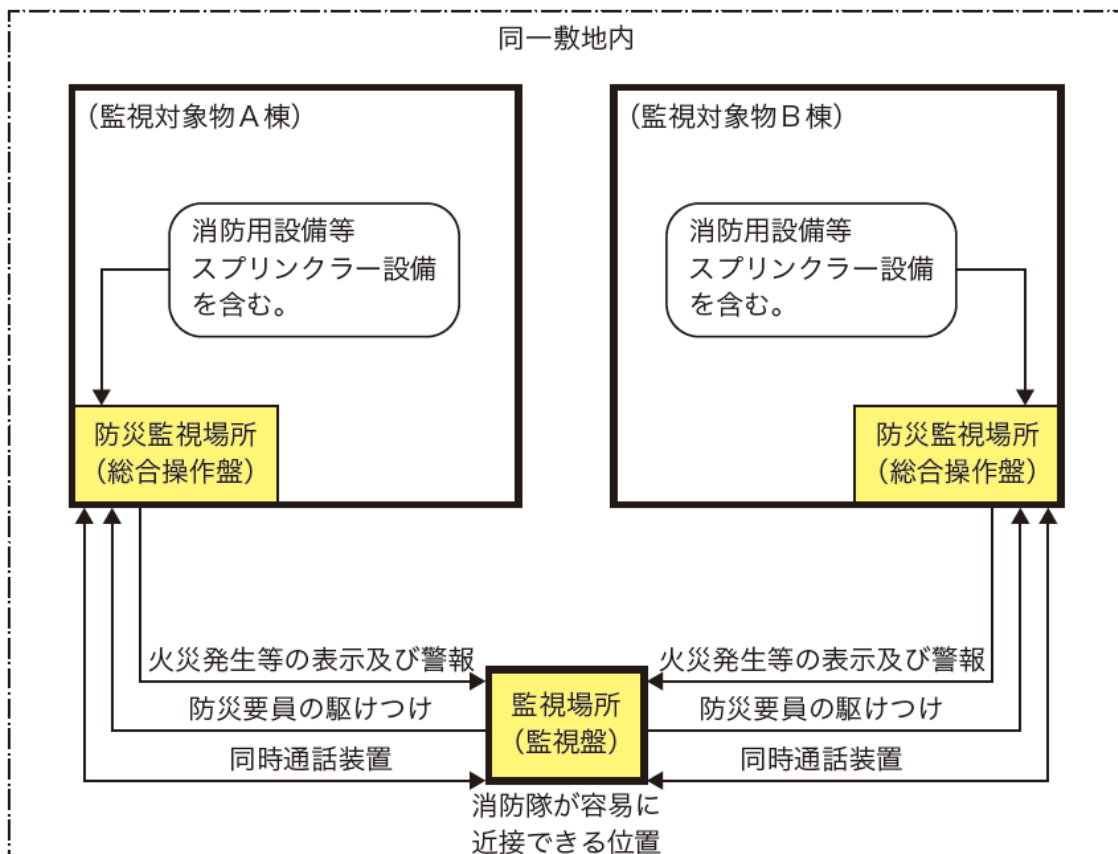
ただし、初動対応を円滑に行うために単に火災関連情報を表示するだけの設備が付加されているものは、特殊消防用設備等には該当しないものであること。

別図

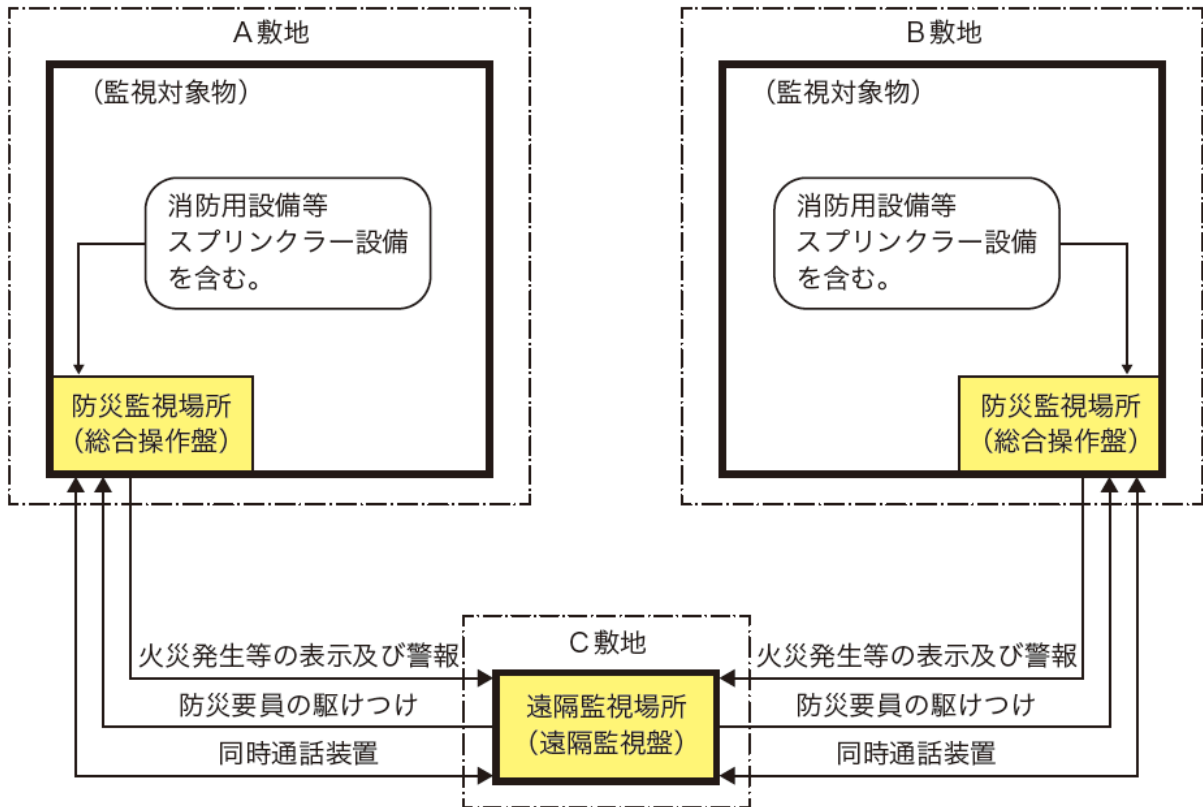
1 副防災監視場所において監視、操作等を行う場合の例



2 監視場所において監視、操作等を行う場合の例



3 遠隔監視場所において監視、操作等を行う場合の例



4 一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により監視・制御するシステムの場合の例

